

令和6年1月12日

第1回 日南町議会臨時会議案

日 南 町

議案第 1 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定より、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 10 項において準用する同法第 54 条第 4 項の規定による県営土地改良事業印賀地区にかかる換地処分の公告があった日の翌日から、次のとおり本町内の字の区域を変更することについて、本議会の議決を求める。

令和 6 年 1 月 12 日提出

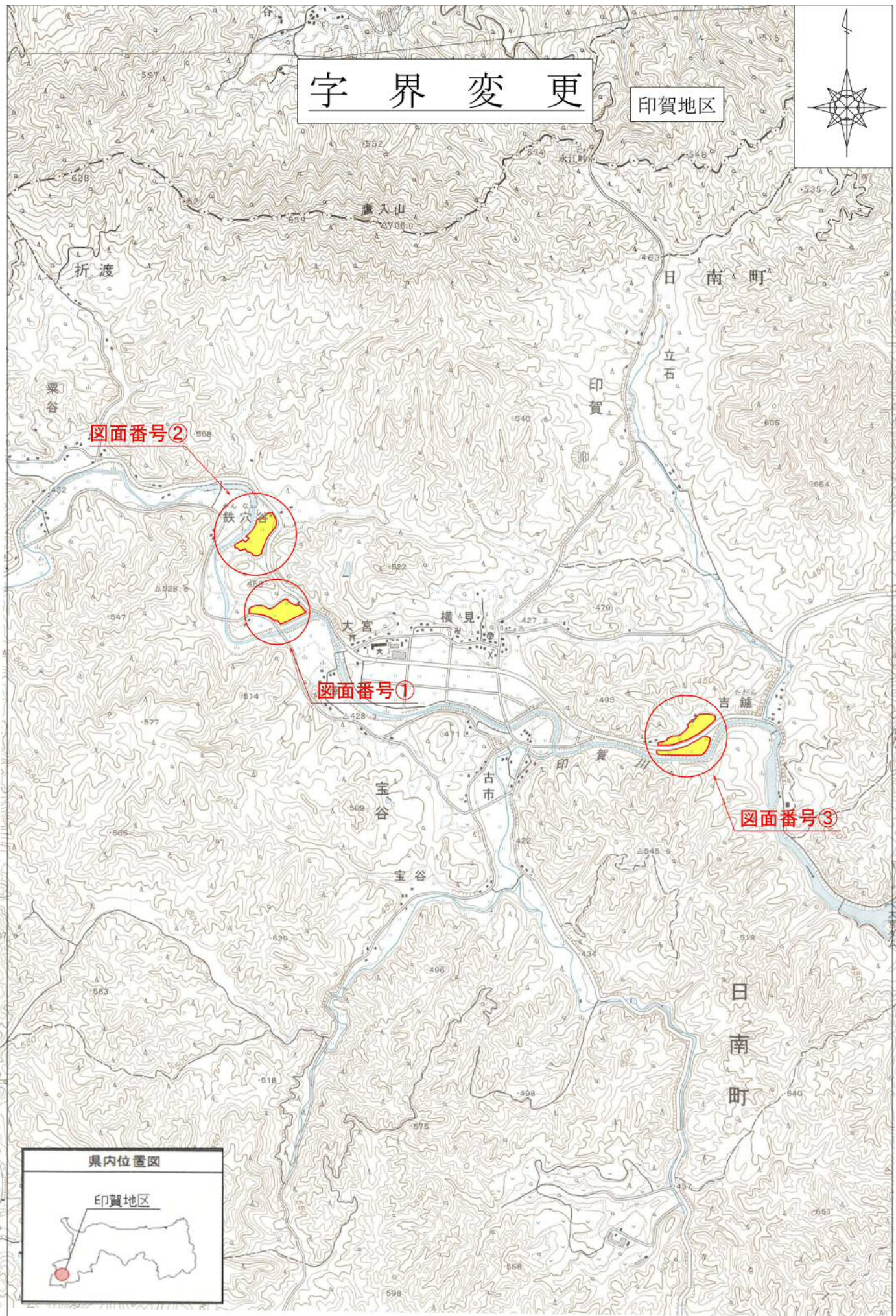
日南町長 中村 英明

区域を変更する 字の名称	同左の区域（令和 5 年 12 月 1 日現在の地番による）
宝谷字上ヶ原下モ堀	宝谷字上ヶ原下モ堀のうち 1 の 1、2 の 1、3 から 5 まで及びこれらと一体をなす町有地の一部以外の区域
宝谷字投芝	宝谷字投芝の全域 宝谷字上ヶ原下モ堀 1 の 1、2 の 1、3 から 5 まで及びこれらと一体をなす町有地の一部 宝谷字上ヶ原上ミノ堀 34 から 39 まで、45 の 1、46 の 1、47 の 2、48 の 3、49 の 1 及びこれらと一体をなす町有地 宝谷字真弓ノ木 50 の 1

宝谷字上ヶ原上ミノ堀	宝谷字上ヶ原上ミノ堀のうち34から39まで、45の1、46の1、47の2、48の3、49の1及びこれらと一体をなす町有地以外の区域
宝谷字真弓ノ木	宝谷字真弓ノ木のうち50の1以外の区域
印賀字若子原下堀井手上へ	印賀字若子原下堀井手上へのうち1755から1758まで及びこれらと一体をなす町有地並びに1759と一体をなす町有地の一部以外の区域
印賀字若子原下モ堀	印賀字若子原下モ堀のうち1777、1778の2、1779の1以外の区域
印賀字若子原上ミ堀	印賀字若子原下堀井手上へ1755から1758まで及びこれらと一体をなす町有地並びに1759と一体をなす町有地の一部 印賀字若子原下モ堀1777、1778の2、1779の1 印賀字若子原上ミ堀のうち1783の1の一部、1786の1の一部、1787の一部及びこれらと一体をなす町有地以外の区域 印賀字鉄穴谷大道下タ1788の一部、1789の1から1789の3までの一部及びこれらと一体をなす町有地並びに1789の4と一体をなす町有地の一部
印賀字鉄穴谷大道下タ	印賀字若子原上ミ堀1783の1の一部、1786の1の一部、1787の一部及びこれらと一体をなす町有地 印賀字鉄穴谷大道下タのうち1788の一部、1789の1から1789の3までの一部及びこれらと一体をなす町有地並びに1789の4と一体をなす町有地の一部以外の区域
印賀字大原下モノ堀リ	印賀字大原下モノ堀リのうち264の1の一部、268から270までの一部及びこれらと一体をなす町有地以外の区域 印賀字大原上ミ堀リ2050の1の一部及びこれと一体をなす町有地並びに2049と一体をなす町有地の一部

印賀字大原上ミ堀 リ	印賀字大原下モノ堀リ 2 6 4 の 1 の一部、2 6 8 から 2 7 0 までの一部及びこれらと一体をなす町有地 印賀字大原上ミ堀リのうち 2 0 5 0 の 1 の一部及びこれと 一体をなす町有地並びに 2 0 4 9 と一体をなす町有地の一 部以外の区域
---------------	--







図面②

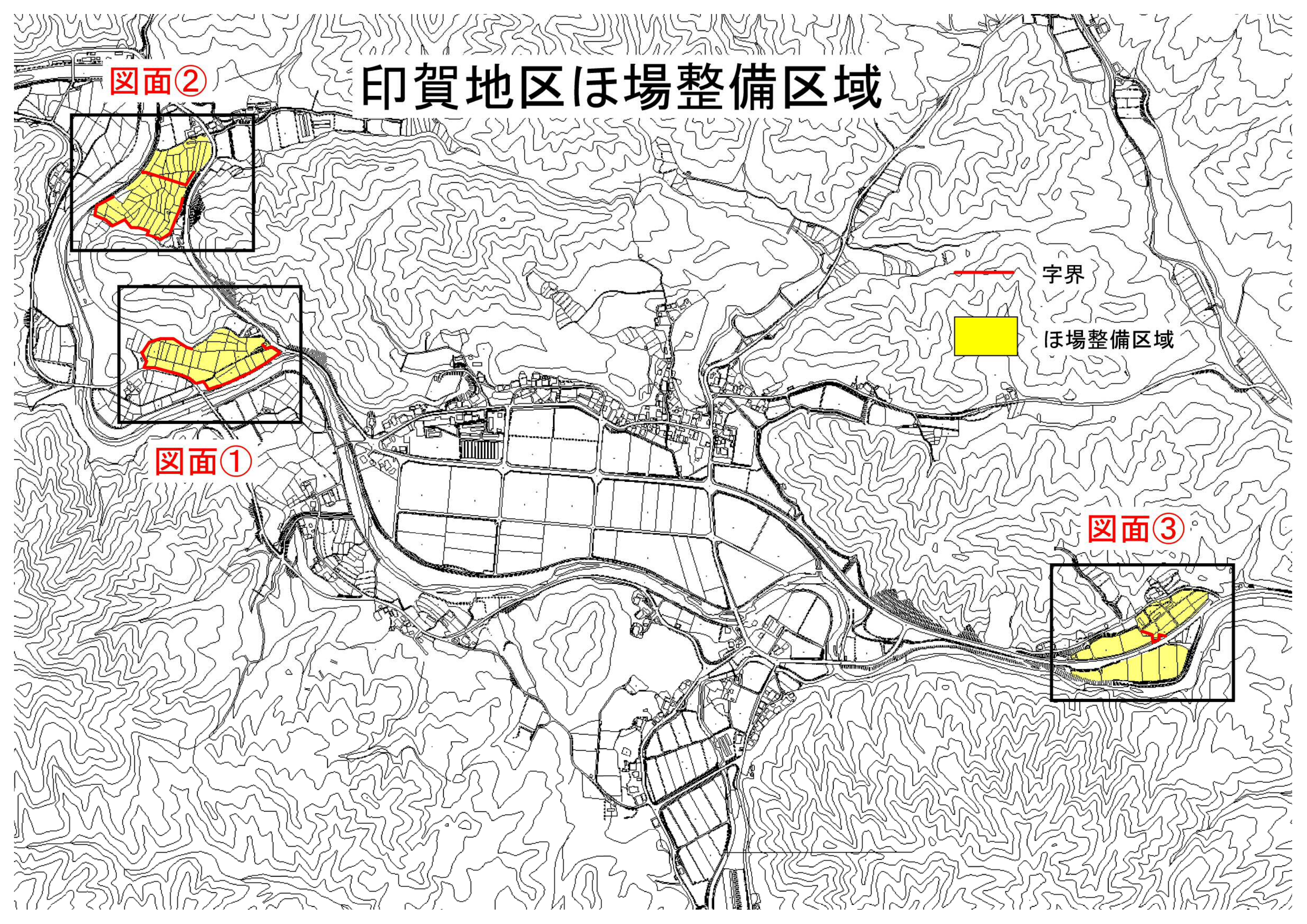
# 印賀地区ほ場整備区域

字界

ほ場整備区域

図面①

図面③

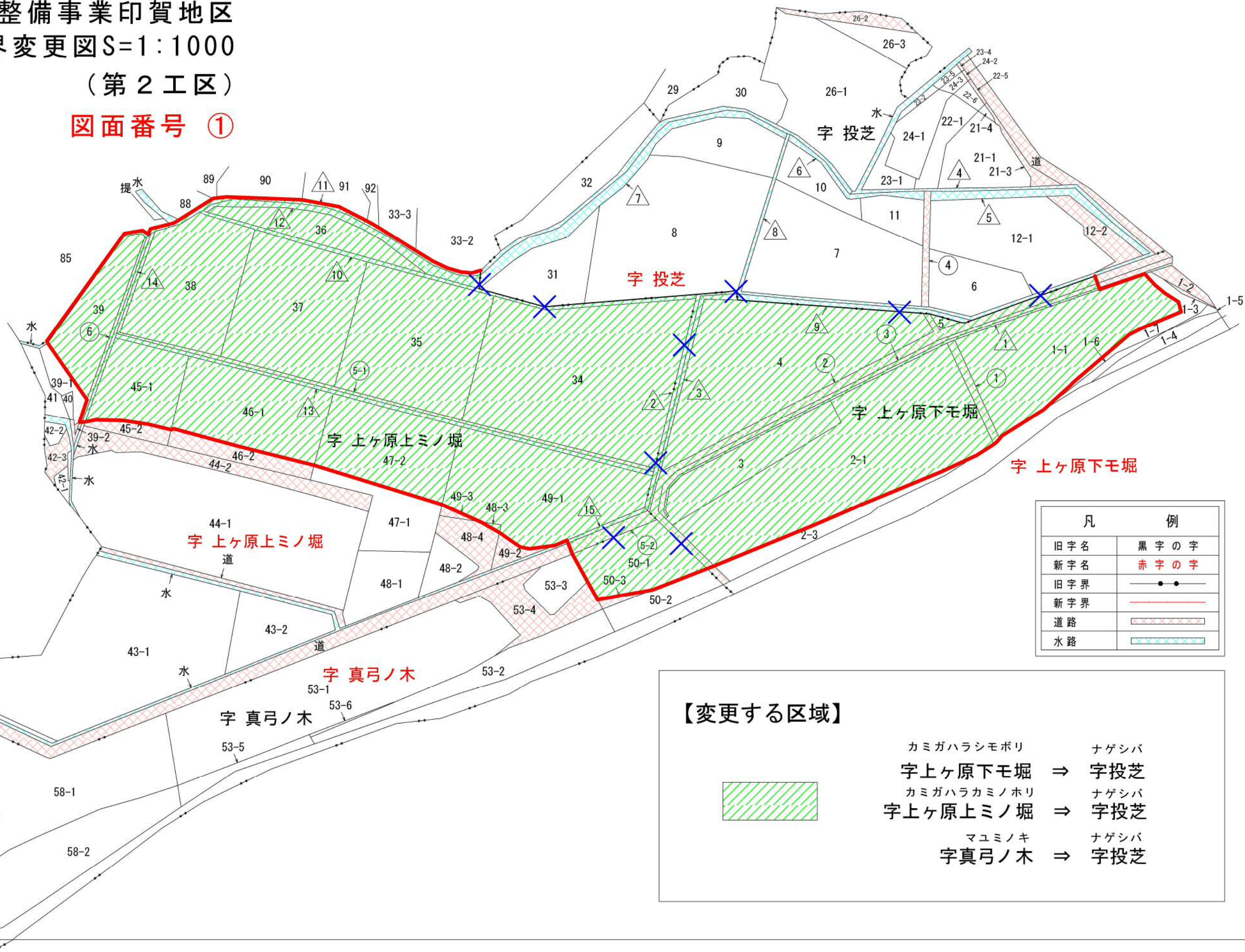
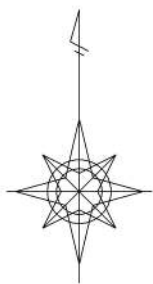




日南町農地整備事業印賀地区  
 字界変更図S=1:1000

(第2工区)

図面番号 ①



凡 例	
旧字名	黒字の字
新字名	赤字の字
旧字界	—●—●—●—
新字界	— — — — —
道路	▨▨▨▨▨▨▨▨▨▨
水路	▨▨▨▨▨▨▨▨▨▨



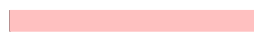

**【変更する区域】**

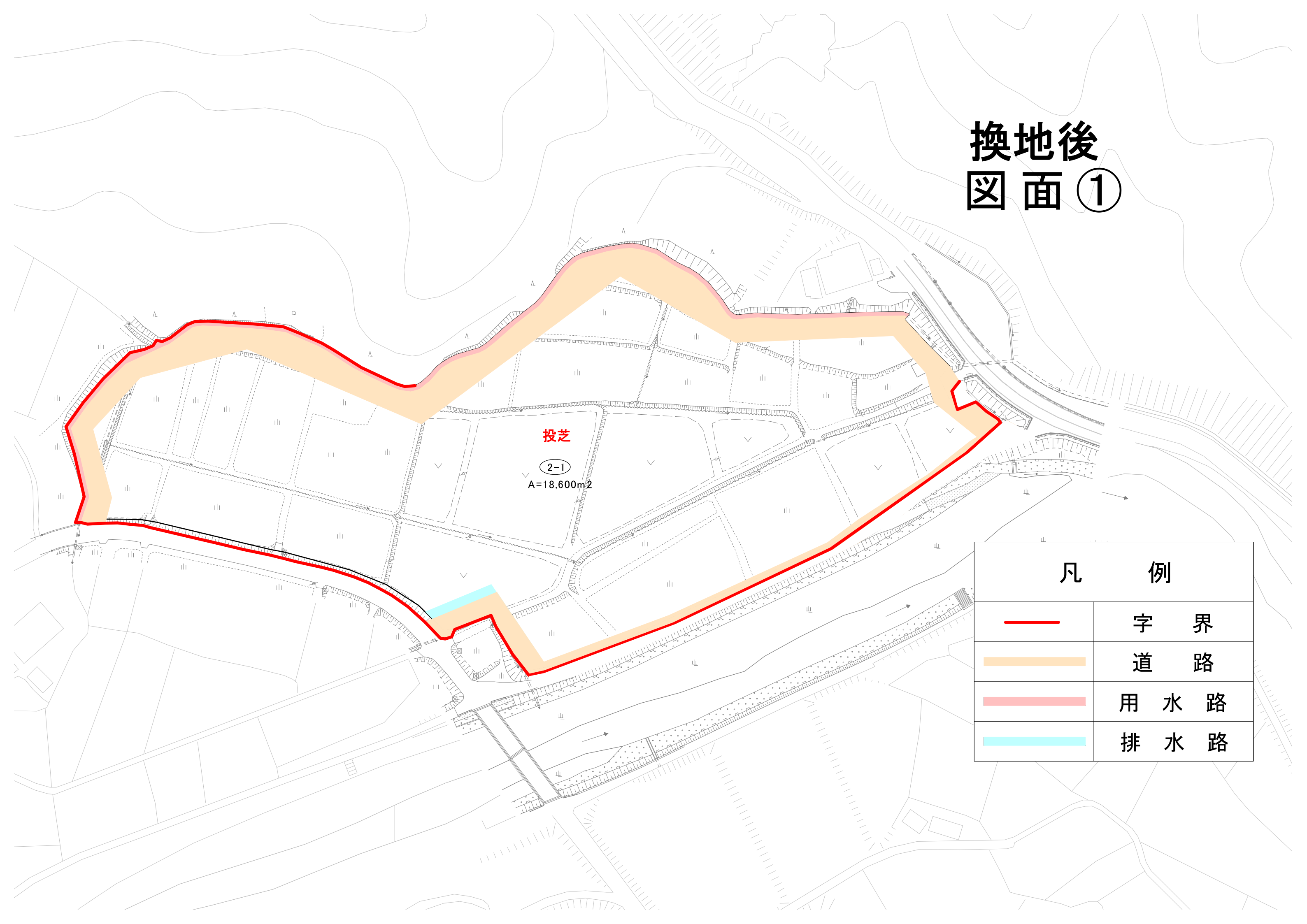
	ナゲシバ
ナゲシバ	⇒ 字投芝
ナゲシバ	⇒ 字投芝
ナゲシバ	⇒ 字投芝
ナゲシバ	⇒ 字投芝



# 換地後 図面①

投芝  
2-1  
A=18,600m<sup>2</sup>

凡 例	
	字 界
	道 路
	用 水 路
	排 水 路



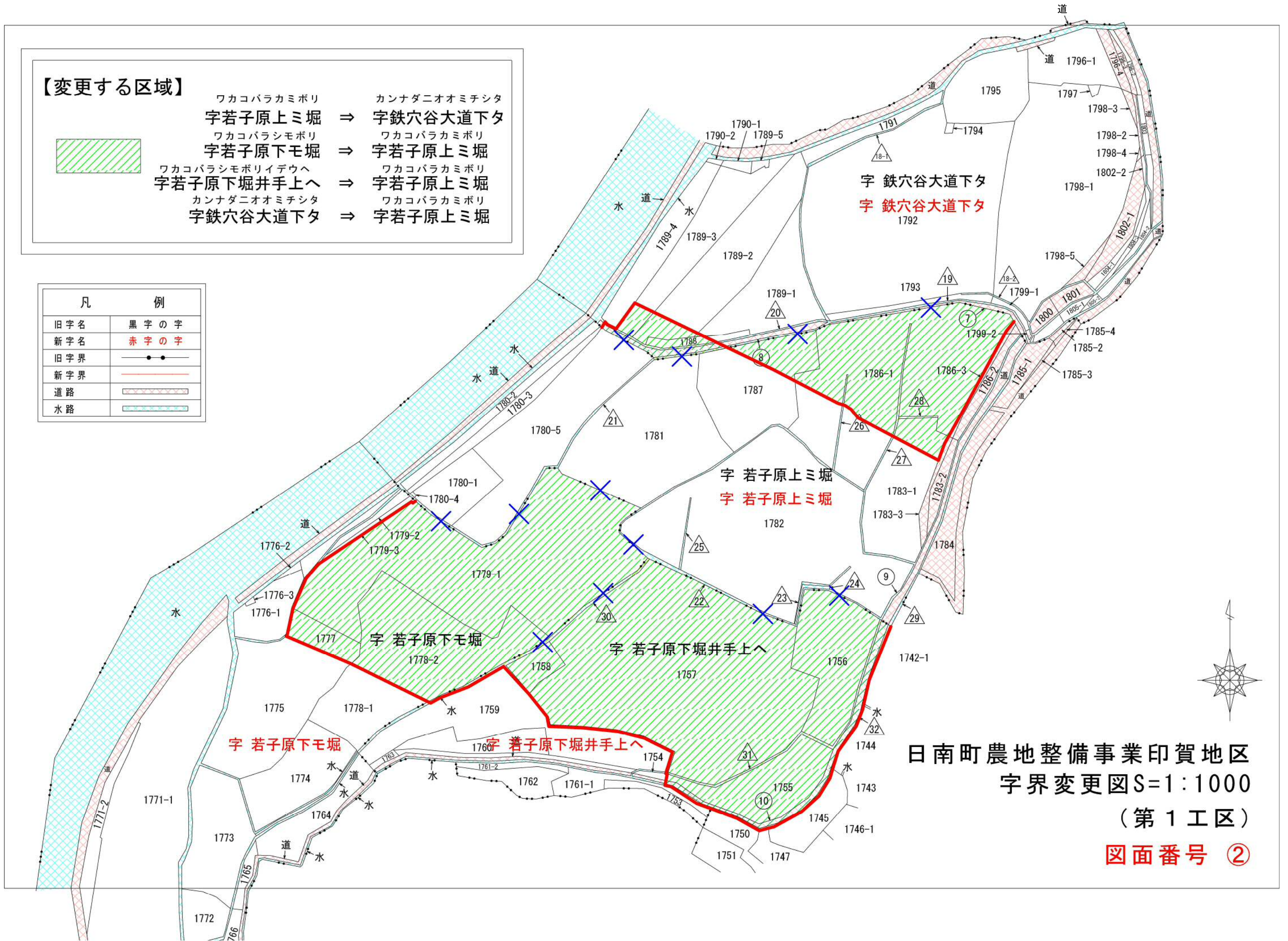


**【変更する区域】**



- |                             |   |                         |
|-----------------------------|---|-------------------------|
| ワカコバラカミボリ<br>字若子原上ミ堀        | ⇒ | カンナダニオオミチシタ<br>字鉄穴谷大道下夕 |
| ワカコバラシモボリ<br>字若子原下モ堀        | ⇒ | ワカコバラカミボリ<br>字若子原上ミ堀    |
| ワカコバラシモボリイデウヘ<br>字若子原下堀井手上へ | ⇒ | ワカコバラカミボリ<br>字若子原上ミ堀    |
| カンナダニオオミチシタ<br>字鉄穴谷大道下夕     | ⇒ | ワカコバラカミボリ<br>字若子原上ミ堀    |

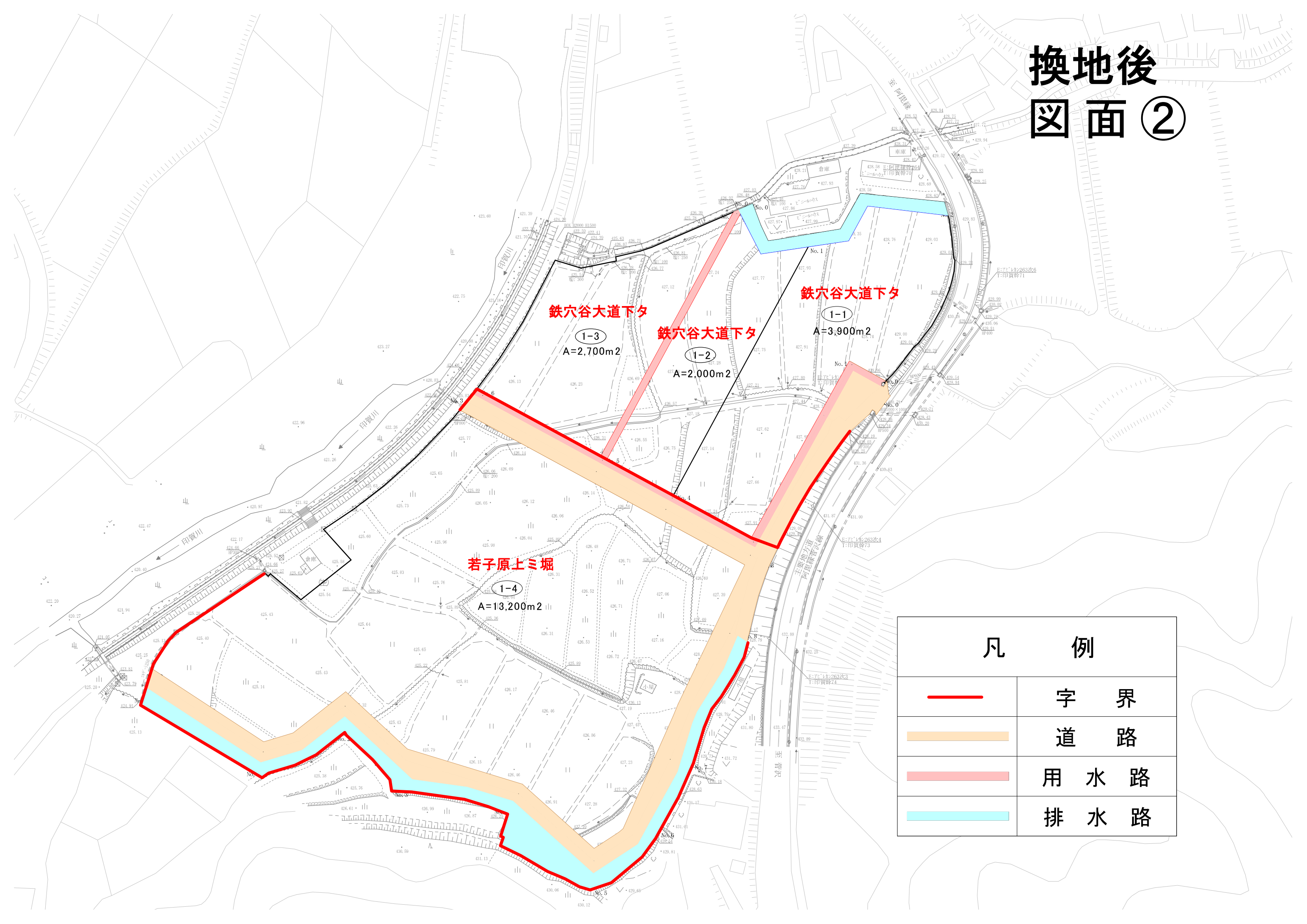
凡	例
旧字名	黒字の字
新字名	赤字の字
旧字界	●●●●●
新字界	—————
道路	—————
水路	—————



日南町農地整備事業印賀地区  
 字界変更図S=1:1000  
 (第1工区)  
 図面番号 ②



# 換地後 図面②



鉄穴谷大道下夕

1-3  
A=2,700m<sup>2</sup>

鉄穴谷大道下夕





1-2  
A=2,000m<sup>2</sup>

鉄穴谷大道下夕

1-1  
A=3,900m<sup>2</sup>

若子原上ミ堀

1-4  
A=13,200m<sup>2</sup>

凡 例	
	字 界 路
	道 路
	用 水 路
	排 水 路



日南町農地整備事業印賀地区  
字界変更図S=1:500

(第3工区)

図面番号 ③

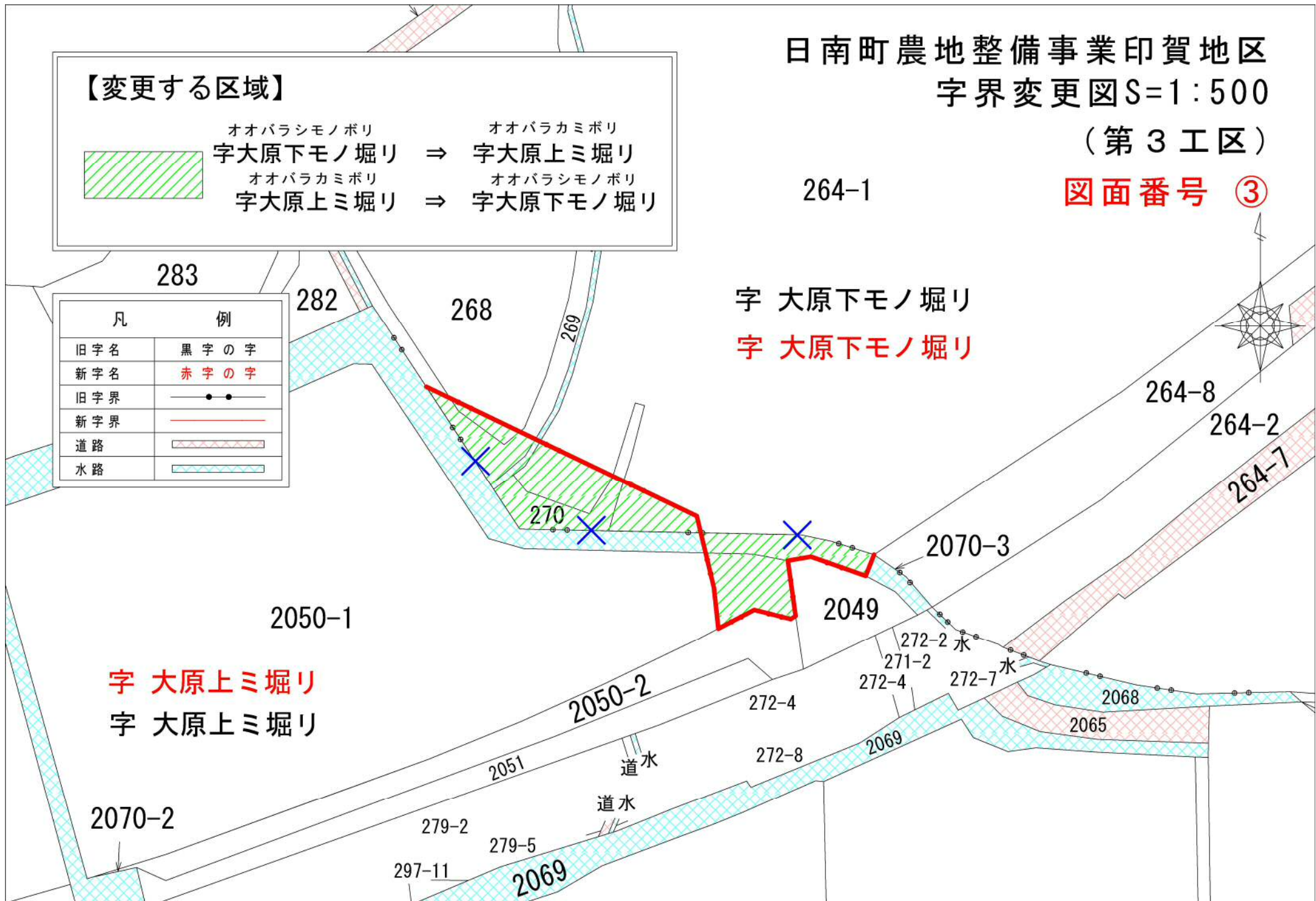
【変更する区域】

オオバラシモノボリ ⇒ オオバラカミボリ  
 字大原下モノ堀リ ⇒ 字大原上ミ堀リ  
 オオバラカミボリ ⇒ オオバラシモノボリ  
 字大原上ミ堀リ ⇒ 字大原下モノ堀リ

264-1

字 大原下モノ堀リ  
 字 大原下モノ堀リ

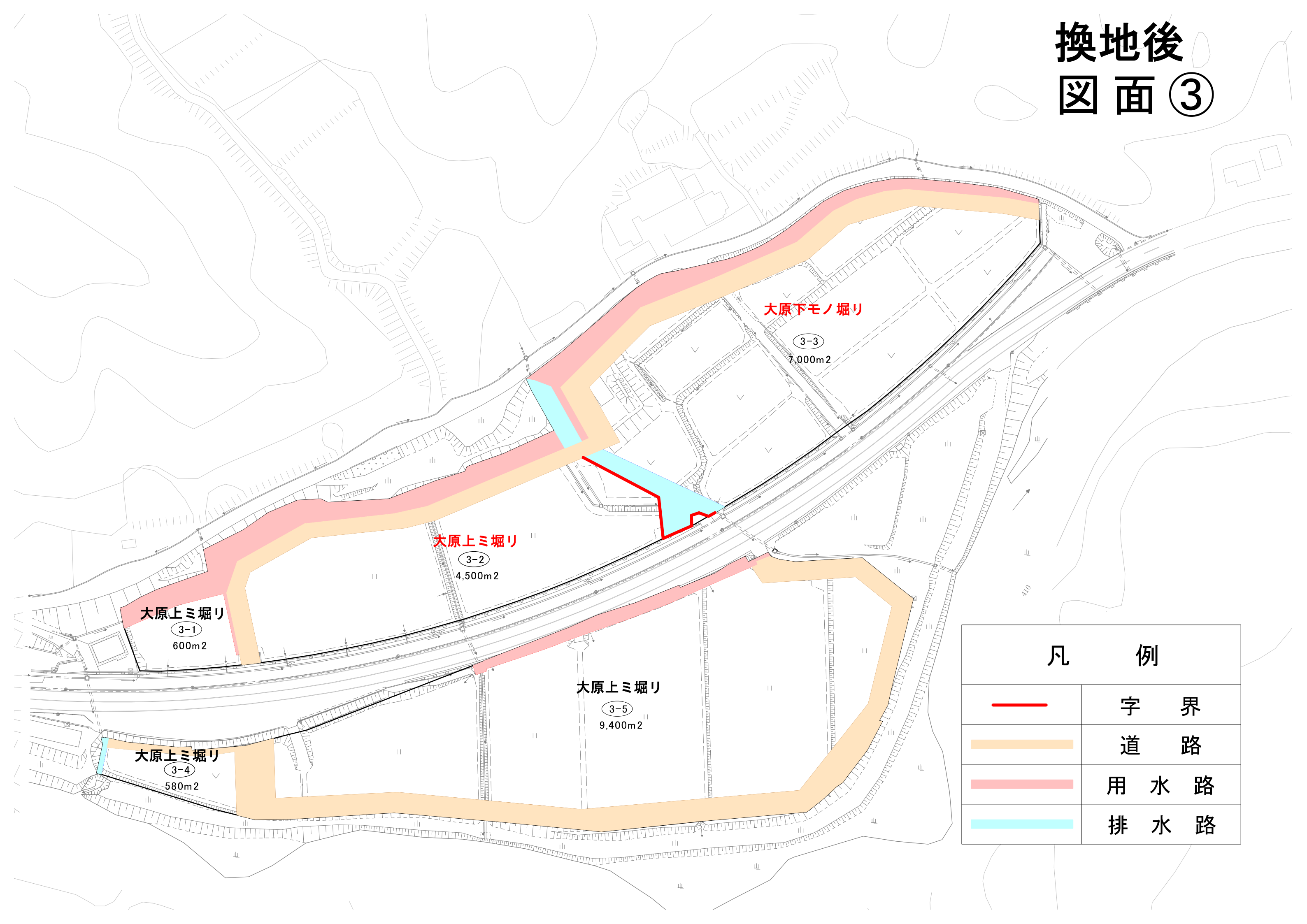
凡	例
旧字名	黒字の字
新字名	赤字の字
旧字界	—●—●—
新字界	— — —
道路	▨▨▨▨▨
水路	▨▨▨▨▨



字 大原上ミ堀リ  
 字 大原上ミ堀リ



# 換地後 図面③



議案第 2 号

日南町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり、日南町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方税法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 6 年 1 月 12 日

日南町長 中村 英明

日南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日南町国民健康保険税条例（昭和 45 年日南町条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に 100 分の <u>6.60</u> を乗じて算定する。</p> <p>2 前項の場合における法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第 313 条第 9 項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。</p> <p>第 4 条 削除</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に 100 分の <u>5.50</u> を乗じて算定する。</p> <p>2 前項の場合における法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第 313 条第 9 項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額）</p> <p>第 4 条 第 2 条第 2 項の資産割額は、当該年度分</p>



<p>第5条 (略) (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>3.70</u>を乗じて算定する。</p> <p>第7条 削除</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.35</u>を乗じて算定する。</p> <p>第9条 削除</p>	<p><u>の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の28.00を乗じて算定する。</u></p> <p>第5条 (略) (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>3.10</u>を乗じて算定する。</p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等の資産割額)</u></p> <p>第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の<u>固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の15.60を乗じて算定する。</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.00</u>を乗じて算定する。</p> <p><u>(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)</u></p> <p>第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の<u>固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の10.70を乗じて算定する。</u></p>
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の日南町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



議案第3号

日南町手数料条例の一部改正について

次のとおり、日南町手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年1月12日

日南町長 中村 英明

日南町手数料条例の一部を改正する条例

日南町手数料条例(昭和59年日南町条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前						
別表					別表						
	手数料を徴収する事務	手数料の名称	単位	金額	備考		手数料を徴収する事務	手数料の名称	単位	金額	備考
1	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく	略				1	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項までの規定又は第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本	略			



	く戸籍証明書の交付			_____の交付		
(削る)				2 戸籍法第120条第1項又は第126条の規定に基づく磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。次項において同じ。)をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍 謄本 交付 手数料	1通 450円
2	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における	戸籍電子証明書提供用識別符号	1件 400円		(新設)	

	当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書に記録された事項と同一の事項が記載された戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書 <sub>の請求を行う場合における当該発行を除く。</sub>							
3	戸籍法第12条の2において準用する同法10条第1項、第10条の2第1項から第5項までの規定又は第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	略	3	戸籍法第12条の2において準用する同法10条第1項、第10条の2第1項から第5項までの規定又は第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付_____	略			
(削る)			4	戸籍法第120条第1項又は第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	除籍謄本交付手数料	1通	750円	



4	<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	除籍電子証明書提供用識別符号	1件	700円		(新設)
5～7	略					5～7 略
8	戸籍法第48条第1項(同	略	8 戸籍法第48条第1項(同 略			

	法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付				法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付			
9	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	略	書類又は届出書等情報の内容を表示したものの1件につき	略	9	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)又は第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	略	書類略 1件につき       1 件につき
10～43	略				10～43	略		

備考 改正部分は、下線の部分及び太枠で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。



議案第4号

## 令和5年度日南町一般会計補正予算（第8号）

令和5年度日南町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,957千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,295,335千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年1月12日提出

鳥取県 日南町長 中村英明

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		14,140	405	14,545
	2 負担金	5,440	405	5,845
14 国庫支出金		540,546	20,189	560,735
	1 国庫負担金	224,282	63	224,345
	2 国庫補助金	315,500	20,126	335,626
15 県支出金		873,818	31	873,849
	1 県負担金	104,004	31	104,035
18 繰入金		345,680	332	346,012
	2 基金繰入金	345,680	332	346,012
歳入	合 計	7,274,378	20,957	7,295,335



歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		1,234,844	20,427	1,255,271
	1 社会福祉費	832,553	20,427	852,980
4 衛生費		1,141,196	530	1,141,726
	1 保健衛生費	348,694	530	349,224
歳 出	合 計	7,274,378	20,957	7,295,335





**令和5年度日南町一般会計補正予算（第8号）に関する説明書**

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金	14,140	405	14,545
14 国庫支出金	540,546	20,189	560,735
15 県支出金	873,818	31	873,849
18 繰入金	345,680	332	346,012
歳入合計	7,274,378	20,957	7,295,335



(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	1,234,844	20,427	1,255,271	20,126			301
4 衛生費	1,141,196	530	1,141,726	94		405	31
歳出合計	7,274,378	20,957	7,295,335	20,220		405	332

## 2 歳入

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 2 負担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 衛生費負担金	7	405	412	1 保健衛生費負担金	405	未熟児養育事業費自己負担金 405
計	5,440	405	5,845			

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

4 衛生費国庫負担金	9,590	63	9,653	1 保健衛生費負担金	63	未熟児養育事業費負担金 63
計	224,282	63	224,345			

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 民生費国庫補助金	88,618	20,126	108,744	1 社会福祉費補助金	20,126	子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金 20,126
計	315,500	20,126	335,626			

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

4 衛生費県負担金	73	31	104	1 保健衛生費負担金	31	未熟児養育事業費負担金 31
計	104,004	31	104,035			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	260,503	332	260,835	1 財政調整基金繰入金	332	財政調整基金繰入金 332
計	345,680	332	346,012			

### 3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 社会福祉総務費	451,238	19,802	471,040	20,126			△324	10 需用費	32	民生一般管理事務（福祉保健課）	19,802
								11 役務費	97		
								12 委託料	1,403		
								13 使用料及び賃借料	20		
								19 扶助費	18,250		
3 老人福祉費	339,402	625	340,027				625	27 繰出金	625	介護保険事業	625
計	832,553	20,427	852,980	20,126			301				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

3 健康対策費	25,762	530	26,292	94		405	31	19 扶助費	530	母子健診相談指導事業	530
計	348,694	530	349,224	94		405	31				



議案第5号

## 令和5年度日南町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度日南町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,997千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ941,572千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年1月12日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		95,219	1,149	96,368
	1 介護保険料	95,219	1,149	96,368
4 国庫支出金		258,324	1,249	259,573
	1 国庫負担金	132,559	999	133,558
	2 国庫補助金	125,765	250	126,015
5 支払基金交付金		270,675	1,349	272,024
	1 支払基金交付金	270,675	1,349	272,024
6 県支出金		136,566	625	137,191
	1 県負担金	123,285	625	123,910
10 繰入金		154,940	625	155,565
	1 一般会計繰入金	154,940	625	155,565
歳入	合計	936,575	4,997	941,572

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		787,216	4,997	792,213
	7 介護予防サービス等諸費	26,311	4,997	31,308
歳 出	合 計	936,575	4,997	941,572





**令和5年度日南町介護保険特別会計補正予算（第2号）に関する説明書**

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	95,219	1,149	96,368
4 国庫支出金	258,324	1,249	259,573
5 支払基金交付金	270,675	1,349	272,024
6 県支出金	136,566	625	137,191
10 繰入金	154,940	625	155,565
歳入合計	936,575	4,997	941,572



(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	787,216	4,997	792,213	1,874		2,498	625
歳出合計	936,575	4,997	941,572	1,874		2,498	625

## 2 歳 入

(款) 1 保険料

(項) 1 介護保険料

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 第1号被保険者保険料	95,219	1,149	96,368	1 特別徴収保険料	1,149	特別徴収保険料(現年度分) 1,149
計	95,219	1,149	96,368			

(款) 4 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 介護給付費負担金	132,559	999	133,558	1 現年度分	999	現年度分 999
計	132,559	999	133,558			

(款) 4 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 調整交付金	91,028	250	91,278	1 現年度分調整交付金	250	現年度分調整交付金 250
計	125,765	250	126,015			

(款) 5 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	250,807	1,349	252,156	1 現年度分	1,349	現年度分 1,349
計	270,675	1,349	272,024			

(款) 6 県支出金

(項) 1 県負担金

1 介護給付費県負担金	123,285	625	123,910	1 現年度分	625	現年度分 625
計	123,285	625	123,910			

(款) 10 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費繰入金	98,402	625	99,027	1 現年度分	625	現年度分 625
計	154,940	625	155,565			



## 3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 7 介護予防サービス等諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 介護予防サービス給付費	17,431	4,997	22,428	1,874		2,498	625	18 負担金補助及び交付金	4,997	保険給付事務	4,997
計	26,311	4,997	31,308	1,874		2,498	625				

議案第6号

令和5年度 日南町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度日南町簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

		支 出		
	（科 目）	（既予算額）	（補正予算額）	（計）
第1款	簡易水道事業費用	148,210千円	1,500千円	149,710千円
第1項	営業費用	137,308千円	1,500千円	138,808千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書を（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 99,224千円は、当年度損益勘定留保資金 30,389千円及び引継金68,835千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
	（科 目）	（既予算額）	（補正予算額）	（計）
第1款	資本的収入	1,950千円	1,961千円	3,911千円
第2項	国庫補助金	1,950千円	1,961千円	3,911千円

		支 出		
	（科 目）	（既予算額）	（補正予算額）	（計）
第1款	資本的支出	96,392千円	6,743千円	103,135千円
第1項	建設改良費	9,895千円	1,100千円	10,995千円
第2項	固定資産購入費	5,852千円	5,643千円	11,495千円

令和6年1月12日提出

鳥取県日南町長 中村 英明



## 予算に関する説明書

1. 令和5年度 日南町簡易水道事業会計予算実施計画 …………… (1)
2. 令和5年度 日南町簡易水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書 …………… (3)

### 参考資料

- ①令和5年度 日南町簡易水道事業会計予算の見積書 …………… (4)



## 1 (簡易水道事業会計)

## 令和5年度 日南町簡易水道事業会計予算実施計画 (補正第2号)

## 〈 収益的支出 〉

## 支 出

(単位：千円) ※税込

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 簡易水道事業費用			148,210	1,500	149,710
	1. 営業費用		137,308	1,500	138,808
		1. 原水及び浄水費	21,529	1,000	22,529
		2. 配水及び給水費	4,484	500	4,984

令和5年度 日南町簡易水道事業会計予算実施計画（補正第2号）

〈 資本的収入及び支出 〉

収 入

（単位：千円）※税込

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1	資本的収入		1,950	1,961	3,911
	2	国庫補助金	1,950	1,961	3,911
		1 国補助金	1,950	1,961	3,911

支 出

（単位：千円）※税込

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1.	資本的支出		96,392	6,743	103,135
	1.	建設改良費	9,895	1,100	10,995
		1. 水道改良事業費	9,895	1,100	10,995
	2	固定資産購入費	5,852	5,643	11,495
		2 無形固定資産購入費	5,852	5,643	11,495

令和5年度 日南町簡易水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書 (補正第2号)  
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

	補正前の額	補正額	(単位：千円) 計
I 業務活動によるキャッシュ・フロー			
1 当期純利益	18,565	△ 1,363	17,202
2 減価償却費	90,137	0	90,137
3 資産減耗費	500	0	500
4 長期前受金戻入額	△ 60,248	0	△ 60,248
5 賞与引当金の増加額	3	0	3
6 法定福利費引当金の増加額	6	0	6
7 受取利息及び受取配当金	△ 5	0	△ 5
8 支払利息	6,142	0	6,142
9 未収金の増加額 (△は増加)	△ 380	0	△ 380
10 未払金の増加額 (△は減少)	11,197	0	11,197
小計	65,917	△ 1,363	64,554
11 受取利息及び受取配当金	8	0	8
12 支払利息	△ 6,142	0	△ 6,142
業務活動によるキャッシュ・フロー	59,783	△ 1,363	58,420
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 固定資産の取得又は改良による支出	△ 14,315	△ 6,130	△ 20,445
2 固定資産取得又は改良のための交付金収入	1,950	1,961	3,911
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 12,365	△ 4,169	△ 16,534
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 企業債の発行	0	0	0
2 企業債の償還	△ 80,645	0	△ 80,645
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 80,645	0	△ 80,645
IV 現金及び現金同等物の増加額	△ 33,227	△ 5,532	△ 38,759
V 現金及び現金同等物の期首残高	95,645	0	95,645
VI 現金及び現金同等物の期末残高	62,418	△ 5,532	56,886

(参考資料①)

令和5年度 日南町簡易水道事業会計予算の見積書（補正第2号）

〈 収益的支出 〉

支 出

（単位：千円）※税込

款 / 項 / 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1. 簡易水道事業費用	148,210	1,500	149,710			
1. 営業費用	137,308	1,500	138,808			
1. 原水及び浄水費	21,529	1,000	22,529			
				修繕費	1,000	緊急修繕費の増額
2. 配水及び給水費	4,484	500	4,984			
				修繕費	500	緊急修繕費の増額



(参考資料①)

## 令和5年度 日南町簡易水道事業会計予算の見積書 (補正第2号)

## 〈 資本的収入及び支出 〉

## 収 入

(単位：千円) ※税込

款 / 項 / 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1 資本的収入	1,950	1,961	3,911			
2 国庫補助金	1,950	1,961	3,911			
1 国補助金	1,950	1,961	3,911			
				国補助金	1,961	交付金 補助率1/3
財源補填	94,442	4,782	99,224			当年度分損益勘定留保資金ほか

## 支 出

(単位：千円) ※税込

款 / 項 / 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1. 資本的支出	96,392	6,743	103,135			
1. 建設改良費	9,895	1,100	10,995			
1. 水道改良事業費	9,895	1,100	10,995			
				施設設備費	1,100	施設設備緊急修繕
2 固定資産購入費	5,852	5,643	11,495			
2 無形固定資産購入費	5,852	5,643	11,495			
				その他無形固定資産	5,643	水道施設管理システム

# 令和6年1月 日南町議会臨時会

## 補正予算説明附属資料

一 般 会 計		
福 祉 保 健 課	・ ・ ・	1
介 護 保 険 特 会	・ ・ ・	2
簡 易 水 道 会 計	・ ・ ・	3

## 令和5年度 一般会計補正予算(第8号)説明資料

### 03 款 民 生 費

#### 01 項 社会福祉費

福祉保健課

#### 01 目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1270 民生一般管理事務 (福祉保健課)	補正前の額	98,802	83,061	0	960	14,781	
	補 正 額	19,802	20,126	0	0	△ 324	
	補正後の額	118,604	103,187	0	960	14,457	

○ 事業説明

【低所得者支援に係る給付金及びこども加算給付】

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」により、物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯の負担を軽減するため、低所得の子育て世帯物価高騰対策給付金を18歳以下の子ども1人あたり5万円を支給する。

また、併せて住民税均等割のみ課税世帯に1世帯10万円を支給する。

【対象見込】

- |                       |       |                           |
|-----------------------|-------|---------------------------|
| ①住民税非課税世帯へのこども加算      | 20人   |                           |
| 5万円/人 (18歳以下)         |       | (R5年12月1日時点で日南町に住民登録のある者) |
| ②住民税均等割のみ課税世帯         | 160世帯 |                           |
| 10万円/世帯               |       | (R5年12月1日時点で日南町に住民登録のある者) |
| ③住民税均等割のみの課税世帯へのこども加算 | 25人   |                           |
| 5万円/人 (18歳以下)         |       | (R5年12月1日時点で日南町に住民登録のある者) |

【給付スケジュール】

上記、対象見込①については、2月上旬給付予定

上記、対象見込②及び③については、3月下旬給付予定

○ 執行経費

	計	19,802 千円
・ 需用費 (消耗品費・印刷製本費)		32 千円
・ 役務費 (振込手数料、電話料、郵券料)		97 千円
・ 委託料 (給付金システム改修費)		1,403 千円
・ 使用料及び賃借料 (コピー機使用料)		20 千円
・ 扶助費 (給付金)		18,250 千円

○ 財 源

・ 価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金 (10/10)		20,126 千円
-------------------------------	--	-----------

※うち、324千円は既予算計上分の職員人件費に充当するため、一般財源△324千円が生じる

## 令和5年度 介護保険特別会計補正予算(第2号)説明資料

02 款 保険給付費

07 項 介護予防サービス等諸費

福祉保健課

01 目 介護予防サービス給付費

(単位 千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1427 保険給付事務	補正前の額	17,431	7,681	0	7,431	2,319	
	補 正 額	4,997	1,874	0	2,498	625	
	補正後の額	22,428	9,555	0	9,929	2,944	
<p>○ 事業説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防サービス給付費実績増による増額。</li> </ul> <p>○ 執行経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負担金補助及び交付金 <span style="float: right;">4,997 千円</span></li> </ul> <p>○ 財 源</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護給付費負担金等（国・県） <span style="float: right;">1,874 千円</span></li> <li>・ 第1号被保険者保険料、支払基金交付金 <span style="float: right;">2,498 千円</span></li> </ul>							

# 令和5年度 日南町簡易水道事業会計（資本的収支）補正予算（第2号）説明資料

## 01 款 資本的支出

### 01 項 建設改良費

建設課

#### 01 目 水道改良事業費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
水道改良事業費	補正前の額	9,895	0	0	0	9,895	
	補正額	1,100	0	0	0	1,100	
	補正後の額	10,995	0	0	0	10,995	
<p>○ 事業説明 多里原水ポンプ等の緊急修繕のため施設設備費を増額する。</p> <p>○ 執行経費 施設設備費 1,100 千円</p>							

## 01 款 資本的支出

### 02 項 固定資産購入費

建設課

#### 02 目 無形固定資産購入費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
無形固定資産購入費	補正前の額	5,852	1,950	0	0	3,902	
	補正額	5,643	1,961	0	0	3,682	
	補正後の額	11,495	3,911	0	0	7,584	
<p>○ 事業説明 水道施設管理システム（電子台帳）導入のため無形固定資産購入費を増額し令和6年度予定箇所を前倒して実施する。（明許繰越予定）</p> <p>○ 執行経費 無形固定資産購入費 水道施設管理システム 5,643 千円 必要額5,885千円－予算残額242千円＝補正予算要求額5,643千円</p> <p>○ 財源 鳥取県水道施設耐震化等補助金（国補助金） 補助率1/3 1,961 千円</p>							